

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigogyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（10月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

商店街の将来構想と空きテナントの有効活用について（新鎌ヶ谷ふれあい街づくり協同組合）

P.6 全国先進組合事例

安心、安全な仕出し弁当の提供をアピール

（企業組合ワーカーズ・コレクティブ・ミズ・キャロット）

P.7 組合Q&A

公平奉仕の原則の適用について他ノ組合士検定にチャレンジ!!

P.8 シリーズ「躍進企業」

株式会社紀伊乃国屋（千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合）

P.10 景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（8月）

P.12 ご案内

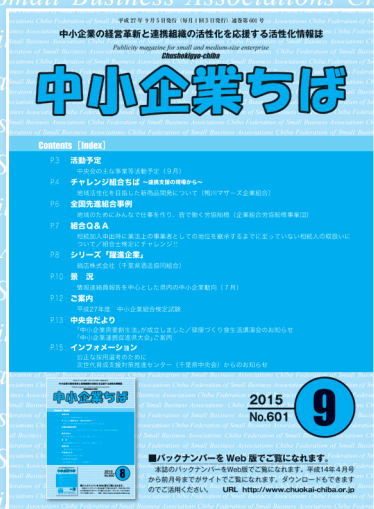
創立60周年記念大会及び中小企業団体千葉県新春交流会の御案内

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

経営革新計画の策定支援について

P.15 インフォメーション

官公需法に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について 他次世代育成支援対策推進センター（千葉県中央会）からのお知らせ



2015
No.602

10

■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（10月）

平成27年9月11日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
----	----	-----	------

■ 中小企業連携組織対策事業

10/1	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県消防設備協同組合	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
10/1	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部
10/8	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉菓子工業組合	工業連携支援部
10/14	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
10/29	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部

■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業

10/14	水	ふさの国 商い未来塾（第4回）	商業連携支援部
10/21	水	ふさの国 商い未来塾（第5回）	商業連携支援部

■ 団体等運営支援事業

10/23	金	中小企業組合士交流会 テーマ：今後の日本経済の動向について	工業連携支援部
-------	---	---	---------

■ 外国人技能実習制度適正化事業の実施について

国際貢献を目的とする外国人技能実習制度は、『日本再興戦略』改訂2014において、管理監督体制の強化を前提に、実習期間の延長や受け入れ枠の拡大を行うなど、抜本的に見直すこととされています。

そのため、外国人技能実習生受入事業を行う事業協同組合（監理団体）においては、労働関係法令等の遵守を基本に、今まで以上に制度の正しい理解と適切な運用が求められていることから、本会では今年度から外国人技能実習生の円滑な受け入れを支援する「外国人技能実習制度適正化事業」を実施いたします。

つきましては、今月から順次、実習生の受入組合及び組合員（技能実習機関）への個別訪問を行い、その実態の把握と運営の適正化に向けた巡回指導を推進いたしますので、宜しくお願い致します。なお、訪問日時等は事前にご連絡のうえ調整させていただきますので、本会指導員及び外部専門家がお伺いする際には、本事業へのご理解、ご協力を何卒お願い申し上げます。

設立相談室
☎ 043・306・3285

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成26年度連携組織活性化研究会		
対象組合等	新鎌ヶ谷ふれあい街づくり協同組合		
	▼組合データ		
	理事長	井手 勝則	住所 鎌ヶ谷市初富 862-24
	設立	平成 25 年 6 月	業 種 小売業、飲食業中心の異業種
	組合員	22人	
テーマ	商店街の将来構想と空きテナントの有効活用について		
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)		
専門家	中小企業診断士 春名 芳郎		

背景と目的

新鎌ヶ谷ふれあい街づくり協同組合は、千葉県の北西部、北総台地のなだらかな緑の大地の上に広がる鎌ヶ谷市のほぼ中央部に位置しており、東武野田線、新京成電鉄、北総鉄道、成田スカイアクセスの4線が交わる新鎌ヶ谷駅を中心としたエリアにある大小合わせた店舗等の集合体です。新鎌ヶ谷駅は1991年の開業で、周辺は新しい街です。平成22年4月に前身である新鎌ヶ谷商店会（任意組織）を発足させ、夏祭り、農産物直売、福引セール等の活動を行いながら、徐々に会員数を増やしました。その後、商業集積地として、更にはまちの顔として秩序ある発展を目指して、平成25年に組織を組合へ移行させました。

新鎌ヶ谷は、柏、船橋、松戸、津田沼、千葉、東京都心に直結するなど交通アクセスの良さから、新興住宅地には新しい住人が多く転入してきています。しかしながら、そうした広域な商圈を抱える商業都市に、最寄品の購買も含め買い物客を流出している状況にあります。これまでに新しい店舗が

それぞれに開店してきた経緯から、新旧いずれの住民からも「どこにどんなお店があるのかわからない」、「遠くの親戚や知り合いに贈り物やお土産をあげたいが、地の品物にはどんなものがあるのかわからない」、「周辺の都市に比べて地元のグルメ等を紹介した情報がない」といった声が寄せられていました。

周辺都市と比べて知名度が低く、メディアにも取り上げられる機会が少ないことから、地元志向の良いお店や商品があっても地域住民への情報が届けられていないという思いがありました。鎌ヶ谷の知名度向上のためにも、商店街組織としてどのような取り組みをしていくべきかを考えるために今回の事業活用に至りました。

事業の活動内容

① 新鎌ヶ谷の現状を共有する

まずは、新鎌ヶ谷の「現状」、とりわけ他所と比べた「自慢できるモノ、コト」について意見を出し合うことから検討を始めました。「緑が多い」、「地震でも揺れにくい街」、「大根、イチゴ、梨等

の農産物」、「駅の数が多い」、「子育てしやすい」、「大仏がある」など様々な意見が出され、「知る人ぞ知る」多くの街の魅力が明らかとなりました。

② 事業の方向性を決める

「街の魅力」を整理したところ、農産物に増して、加工食品を挙げた。他所でも珍しい「梨ブランド」や「梨ワイン」から地元の方々が一押し「どら焼き」まで。

当組合では、駅前にある「アクロスモール新鎌ヶ谷」内に組合の活動拠点としてアンテナショップを開設することを、年度当初から考えていたため、鎌ヶ谷市民が自慢できる鎌ヶ谷で作られたモノ（鎌ヶ谷ブランド品）の情報発信拠点として活用することが決まりました。

③ 事業の具体案をまとめる

鎌ヶ谷ブランド品の認定基準や認定方法、認定された商品を示すロゴマーク等が井手理事長のリードで決めた後、アンテナショップを「鎌ヶ谷ブランド館」と名付けました。鎌ヶ谷ブランド品を集めること、集めたブランド品と当ブランド館周知のためのイベントを



▲認定品である地元商品と組合企業が扱う千葉県産品のいずれもこだわりの商品ばかりが並び

開催することなどが具体案として盛り込まれました。

④補助金の活用を図る

鎌ヶ谷ブランド館と鎌ヶ谷が誇る商品等の周知のためのイベントについては、全国商店街振興組合連合会からの「にぎわいづくり補助金」を活用することとしました。事業の方向性から具体案までを構築したところで、補助金申請に合う内容をピックアップして申請したことから、スムーズに手続きを進めることができました。

事業の成果

平成26年10月には、補助金を活用して鎌ヶ谷ブランド館のオープニングイベントを開催し、地域の農産品も合わせて約200品目を揃え

多くのお客様を迎えました。翌11月には、地元の鉄道会社とも連携してミニ電車を走らせることで、多くの子ども連れのお客様に当ブランド館の存在をアピールしています。



▲鎌ヶ谷ブランド品とにわらわら貼られた商品が、さし花のシールが貼られています。

ブランド品の品目数は、オープニング当初130アイテムでしたが、1年弱（7月現在）で300アイテムと認定数を増やしています。もつと多くの認定商品を並べたいとの思いもある一方で、「鎌ヶ谷ブランド」を確立するためにも基準を維持していくことも重要であるとの考えもある様です。しかしながら、お客様にとつては、品揃えも重要な来店要因となりますので、組合会員が扱う千葉県産商品に限っては、「鎌ヶ谷ブランド館推奨品」として取り揃えるなど工夫も凝らしています。現在のおすすめ品（認定品）は、地元の中

華まん専門メーカーの豚まん・あんまんであり、同市産業フェスティバル開催期間だけで数万個以

上も売り上げる地元の人気商品です。他にも当ブランド館でしかバラ売りされていないソース、全国的にも珍しい梨ワインや梨スパークリングワインなどが売り上げを伸ばしています。

マスクミで取り上げられたことなどにより、近隣にある大手大型店からの申し出でコーナー出店を行ったことは地域の中小企業がブランド館の下に結束したことによる大きな成果であると言えます。（残念ながら、コーナーの棚を管理する観点から現在は中止となっています。）県外からの視察も受け入れることもあるなど、知名度も徐々に広域化してきています。最も大きな成果としては、「地域のお店」として近隣に多く住む高齢者にも認知されてきていることにあります。最近では、1〜2週間一度は必ず来店し、いつも決まった商品を購入され、店員との会話を楽しんで帰って行かれる様になりピーターも徐々に増えてきています。

今後の事業展開・展望

今後の課題としては、協力者あ

るいは賛同者をいかに増やしていくかが重要です。当ブランド館の目的は、「鎌ヶ谷のブランド力が高めること」ですが、運営には補助金ではなく当組合の自主財源で賄われています。継続していくためには、売上からの利益を確保しなければなりません。そのためにも、当ブランド館の目的に賛同し、協力していただける地元中小企業の経営者を増やすこと、そして、更に多くの地域のお客様にもご理解の下、活用していただくことが重要な課題であると言えます。

今後は、福嶋館長のネットワークを活かして更なるブランド品の発掘や農産品等への拡大も考えられています。また、当ブランド館、ブランド品の更なる認知度向上のため、ホームページや口コミを活用していくことが必要です。

鎌ヶ谷ブランド館と鎌ヶ谷ブランド品が、それぞれ地域住民にとって井戸端会議の場であり、地域外に対して鎌ヶ谷の誇れるものとなるよう、更なる知名度向上と発展に期待がかけられています。

（春名 芳郎）

テーマ

特色のある組合ホームページ活用

安心、安全な仕出し弁当の提供をアピール

企業組合ワーカーズ・コレクティブ・ミズ・キャロット

一事業体であるが、5つの地域ごとのランチを製造拠点とするため、組合としてウェブホームページの立ち上げで、統一したブランドイメージを確立した。

背景と目的

当組合は、5つの地域毎の弁当製造拠点であるランチが一体となって設立された。このため、メイン事業である仕出し弁当や総菜などのメニューづくりも、それぞれのランチが独自の手法でアピールしてきた。このことが、消費者や事業者などに一組合というよりも、ランチ毎のイメージが強く、ひとつのブランドとしての訴求力の障害となっていた。

他方、多方面からの参入による市場の激化、価格競争、世相

を反映しての節約志向による売上高の低下に対して、組合のポリシーを訴えて、アピールする方策を模索していた。そこで組合のホームページを制作し、組合員が利用でき、かつ、顧客に直接訴えかける体制の構築に取り組んだ。

事業・活動の内容

当組合では、創業から20周年を迎える前に、組合としての一体性をアピールするため、委員会を設置して内容を検討し、安全な食材を使用する仕出し弁当であること、環境問題への取組姿勢、新たな働き方の提案など、組合としてのポリシーを発信することと統一し、今年の7月に組合としてのウェブホームページを立ち上げることとした。そこで、消費者などから注文を受ける為、これまで各ランチが

独自の記載、期間表示をしてきたメニュー表については、まず、これを統一して表示することにしました。

当組合では、従来からの口コミやチラシによる営業からの脱却を図るとともに、ランチ毎の情報対応の差を補うことを念頭に、公式にウェブホームページの立ち上げ、組合としてアピールすることと、統一したブランドイメージや社会的信用の構築を図ることができた。

成果・効果

当組合では、従来から口コミやチラシによる営業からの脱却、ランチ毎の情報対応の差を補うことを念頭に、公式ウェブホームページの立ち上げを実現し、組合としての統一したブランドイメージやアピール、社会的信用の構築を図ることができた。

また、県内中学校での学校給食開始について、学校毎の調理化センター方式での対応が図られているが、横浜市では、財政難から他都市と異なり、生徒向けの弁当やパンの販売を認める方式で進めている。当組合では、これをビジネスチャンスととらえ、情報環境の整った地域内の父兄をターゲットに、組合ホームページをアピールして、納入学校の拡大、拡販に取り組みしており、今後の成果が期待される。

企業組合ワーカーズ・コレクティブ・ミズ・キャロット

住所：〒241-0025
神奈川県横浜市旭区四季美台19-2
設立：平成7年3月
出資金：8,610千円
電話：045-363-0838
URL：http://www.mscarrot.com/
業種：その他の食料品製造業
組合員：61人（うち専従理事11人）
組合専従者：22

組合 Q & A

公平奉仕の原則の適用について

Q II 一部の組合員のみを利用される組合事業を実施することは、いわゆる公平奉仕の原則に反するか。

「A」従来、以下のような場合には、いわゆる公平奉仕の原則（中協法第5条第2項、中団法第7条第2項）に反しないものとされてきたが、さらに、個々の組合事業それぞれにおいて、全ての組合員に対して奉仕することまでを求める趣旨ではなく、組合がすべての組合員を対象とした共同事業を適切に実施している場合においては、組合が一部の組合員を対象とした他の共同事業を行っても、その他の組合員を対象にした共同事業が別途行われる計画、仕組みとなっている場合には、公平奉仕の原則に反しないこととされている。

① 組合事業が現実に一部の組合員についてのみ利用されるのであっても、組合事業の利用の機会が公平に与えられているようになってくる場合

② 組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与え

られているに過ぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられている計画、仕組みとなっている場合

③ 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてものみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合

行方不明組合員の出資金整理について

Q II 組合員 A は、○年1月30日に組合に加入し、×年12月30日まで組合を利用していたが、その後行方不明となった。組合としては、A の出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいが、どの様な処理が適当か。なお、A の組合に対する負債はない。

「A」出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となり、ご照会の場合の行方不明組合員については資格喪失による脱退か、又は除名による強制脱退が考えられる。具体的事情が不明で判断し兼ねる点があるが、も

し行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能と解する。この場合、組合員たる資格が喪失したことを理事会において確認した旨を議事録にとどめると同時に、内容証明郵便をもって持分払戻し請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考える。除名は総会の議決を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続きが必要であるが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであった時に到達したものとみなされるから一応通知はされたものと解される。弁明の機会の付与については、その組合員が総会出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力を妨げるものではないと解される。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知とするのが適当である。

以上の手続きにより、当該組合員に持分払戻し請求権が発生するが、その請求権は2年間で時効により消滅するので、時効まで未払い持分として処理し、時効成立を

まっしてこれを雑収入又は債務免除益に振り替えるのが適当と考える。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】理事会の議事は、原則として理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

【第2問】組合と理事の会社とが契約する場合は、自己契約の適用はない。

【第3問】事業協同組合の1組合員の出資口数は、出資総口数の20/100を超えてはならない。

《解答》【第1問】○【第2問】×（自己契約は、「組合」と「理事又は第三者」が契約する場合の規定であり、この第三者には理事の会社が含まれるので、自己契約の規定が適用される。）【第3問】×（一般の組合にあっては、1組合員の出資は25/100までに制限されていて20%ではない。最高持ち口数の特別なケースとして、組合員の脱退・合併などの場合、総会の特別議決で最高持ち口数の限度を35%まで引き上げることが認められている。また、組合員数が3人以下の場合では、この規定そのものが適用されない。）

テーマ

顧客分類の新構築による提案型サービスの提供及びグループ旅館との一体的な効率経営の推進

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 組合員企業

株式会社紀伊乃国屋

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のついでには？

当社は現在、安房郡鋸南町にて旅館業を営

んでいます。それぞれ趣の異なる宿として、本館の『安房温泉 紀伊乃国屋』、海辺に佇む『お宿ひるた』、全室露天風呂完備の『紀伊乃国屋別亭』の3店舗、計17室を運営し、いずれもJR内房線「安房勝山駅」から徒歩10分の閑静な住宅地に位置しています。「東京湾アクアライン連絡道」や「館山自動車道」「東京湾フェリー」など交通の利便性も充実し、県外からのアクセスにも大変優れたエリア特性を有すことが特徴です（高速道路を利用すれば東京銀座から約1時間半の好アクセスです）。

それぞれの宿に共通する特徴としては、隠れ家のような佇まいや趣味のいいインテリア、そして、平成元年に掘り当てた「安房温泉（自家源泉）」による保養効果などが挙げられますが、中でも一番の特色と言えるのは、何と云っても上質で新鮮な「海の幸」の提供です。近隣の「勝山漁港」と「保田漁港」から、地元で水揚げされた季節の地魚を活きたまま直接仕入れられることが当社の強みであり、四季を通しての高稼働率（9割超）の実現に寄与しています。

継続的に高い投下資本利益率による経営を実践するなかで、自社扱いの顧客が現状で約9割を占めるなど、南房総エリアでは競争上

優位なポジションにあると認識していますが、当社としては、業績が好調に推移しているこの機を捉え、事業規模の健全な拡大を図るとともに、新たなサービス価値の構築とグループ旅館全体の経営の効率化に向け、更なる積極策を講じていく必要があると考えています。

そこで今次の計画は、当社にとって4軒目の宿泊施設となる新旅館『ゆうみ』の建設・開業による生産性や成長性の向上を軸に、ホスピタリティビジネスにとって生命線である「人材」の育成と能力開発に向けた取り組みを強化・推進するものです。加えて、共通経営リソースの最適活用の観点から、グループ旅館の機能集約（セントラル化）による更なる相乗効果を求めることで、収益の大幅な拡大を目指します。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『顧客分類の新構築による提案型サービスの提供及びグループ旅館との一体的な効率経営の推進』

2. 計画期間

▽平成25年12月～平成29年5月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●従来の問題点

(1) ロケーションが集客要因になりづらい
前述のとおり、本館の『紀伊乃国屋』及び『紀伊乃国屋 別亭』は、メイン通りから少し入った閑静な住宅地の中にあり、海近なのに海が見えない、という一見マイナスな立地条件にあります。

(2) 客室数の制約による売上の頭打ち

全室露天風呂付きで、メゾネットタイプ（2階建て構造の造り）の客室も備えた『紀伊乃国屋 別亭』は、1泊2万円超の高価格帯にもかかわらず、稼働率は通年で9割超を維持しています。当社としては、利益率の高い高級志向の顧客層に対する収容能力を向上させ、客室不足による機会損失を回避したいと考えています。

(3) 効率的なオペレーションときめ細やかなサービスの両立

当社が経営する旅館は全て「半径200m以内」に位置し、予約の受付や料理の準備など、本館との機動的な連携を図っています。当社としては、この地の利を生かしつつ、独自のサービス手法を構築することで、顧客満足度の向上と経営の更なる効率化が両立するものと考えています。

○新たな取り組み

当社のウィークポイントでもあった、海を展望するロケーションへのニーズを具現化した、全室オーシャンビューの新旅館『ゆうみ』を新

たに併営することで、洗練された味覚とセンスを持った、高質志向の顧客層に対し、特別なプライベート感とホスピタリティにこだわった「提案型サービス」を提供します。

(1) 海の雄大さを体感する立地環境の活用

目の前に広がる房総勝山海岸の穏やかな風が一望できる風光明媚な立地条件を生かし、四季折々の海の表情を十二分に感じてもらえるよう、開放的かつ居住性に優れた和モダンの居室空間を提供します

これにより、本館の『紀伊乃国屋』や『しっぽり感』がウリの『紀伊乃国屋 別亭』では味わえなかった、人と自然との一体感や、海と空が溶け込んだ幻想的なグラデーションなど、自然の壮大さを肌で感じられる新たな魅力をお届けすることが可能です。

(2) 顧客のタイプ分類による提案型サービスの提供

新旅館『ゆうみ』では、2人きりでゆつくりと過ごしたい、という完全プライベート空間を重視するとともに、利用者のタイプ分類に応じた、提案型のおもてなし空間を創造・提供し、お客様の滞在の質を高めることで、既存の宿や競合旅館との差別化を図ります。

今後の事業展開は？

今後は、新旅館『ゆうみ』の開業による新たな顧客層の開拓、宿泊単価の向上と客室数の増加による売上の拡大、海辺のリゾート感など多様な魅力発信によるグループ旅館のブランド力強化、従業員の創造性を尊重したマ

ネジメント等を並行・クロスさせながら、宿泊業としての盤石な経営基盤づくりと更なる飛躍への可能性を追求し続けていきたいと考えています。

社長さんの一言

平成27年3月に開業致しました『ビーチサイド温泉リゾート ゆうみ』もお陰様で軌道にのり、従業員の数も開業前に比べ約2倍となりました。

同じ鋸南町で4店舗の旅館経営ということ、異なるニーズの新規顧客の開拓を続け、各店舗の高稼働を維持し、ひいては南房総の観光活性化に繋がれば幸いです。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します

☎04333063282



企業プロフィール

団体名：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合
企業名：株式会社紀伊乃国屋
代表者：蛭田 憲市
所在地：千葉県安房郡竜島970番地6
電話番号：0470-55-1571
従業員数：60名
業種：旅館、ホテル
URL：<http://awa-kinokuniya.com/>
承認年月日：平成25年11月29日
支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成27年8月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は2から1に減少。「減少した」業種は10から12に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から7に増加。「減少した」業種は7から10に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は1から0に減少。「悪化した」業種は11のまま変化なし。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4のまま変化なし。「減少した」業種は8から10に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から8に増加。「減少した」業種は8から9に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は3から5に増加。「悪化した」業種は11から13に増加。

製造業

豆腐製造

【県内全域】

国産大豆の作付けの発表によると作付面積は増えているが、異常気象により順調に収穫できるか懸念される。今後の天候次第だが、大豆の値段の高騰も考えられる。

酒類製造

【県内全域】

売上は対前月比、前年比とも若干好転している。

製材

【木更津】

8月入港、ロシア材1隻、米材船2隻、南用材入港なし。3隻入港のため、在庫数量は増加。荷動きは悪い。

印刷

【県内全域】

8月の県内組合員受注売上は、7月と比較して15%前後減少した模様です。営業日数が前月より5日〜7日少ないこともあり、県内各地で受注減になった模様です。個人消費が活発化する夏休みですが、猛暑や天候不順で思ったほどの結果は出ていないようです。地域経済の起爆剤と期待されたプレミアム商品券も、景況感悪化で売れ残ったり、日用品に回ったりと、本来の効果がでないようです。

鉄工

【千葉】

各社の動向は、売上が伸びない

中で、収益環境の改善見込みが立たない状況が続いており、苦戦中の先多数。

機械部品製造

【流山】

受注に良い時、悪い時の波があるが、波の周期が見えない。

機械部品製造

【柏】

8月は休みも多く、低調。7月比6割程度。業界動向は、変化に伴う開発試作は増えている。

金属製品

【船橋】

受注状況は、8月は長期休暇があったので大幅に減った。

砕石

【県内全域】

8月は10日以降から今までの晴天気候から打って変わって低気圧や複数の台風の接近があり、東京湾内も荒天により波浪が続いたため作業の休止や、加えて盆休暇が重なり操業日数が減少したために搬出が落ち込んでいる。今後とも、千葉県産の石材の需要があるものの、採石場の廃止などにより採取地が減少し、供給が追い付かない状況である。

土砂採取

【県内全域】

景況感のよかった東京湾沿岸部、千葉西部地区についても一服感が出ている。他地区については、仕事量が確実に減少傾向が出ている。

山砂は低迷しており、生コン用砂は横ばいでまだ上向き様子がない。

非製造業

【総合卸売】 千葉県・東京都

【総合】 7月初めからの猛暑で、

各社冷房に係る電気料金が前年比5～10%アップ。特に食品(食肉、鶏卵、漬物)関係の冷蔵・冷凍庫の電気料金がコストアップとなっている。【酒類卸】 猛暑にも関わらず、ビール系飲料売上の伸び低調。秋以降の新製品に期待。組合

の事業活動等は、8月7日、「団地夏祭り」実施。参加者310名(前年比7%UP)

【食肉卸売】 千葉市他

肉豚出荷頭数の減少が続いている。組合の事業活動は、前月同様に屠畜頭数が少なく、収益状況が悪化している。

【リサイクル卸】 県内全域

取扱量が減少しているため、収益に結びつかない。

【建築材料卸売】 県内全域

民需の落ち込みが激しい。新規物件が払底している。契約残を食いつぶすことにより今後出荷減少が当分続くことになる。オリンピックまでは増加する予想とは裏腹に、日本全国の内需絶対量が減

り、景気は踊り場ではなく、下降局面に向かう。第一四半期も前年割れだったが、第二四半期以降は更に減少率が大きくなる。

【自動車解体】 県内全域

スクラップ価格下落続く。8月は実稼働日数も少なく売上確保も難しい。業界動向は、自動車リサイクル法の見直しの議論の中で、現状より細かい素材分別が取り上げられている。

【乾物卸売】 県内全域

景気の変化について、引き続き低調。千葉県水産課の指導のもと、千葉海苔消費拡大の戦略を策定中。千葉海苔の「新のり」の定義を定め、製販足並みを揃え、海苔の旬をアピールすることを決定。

【卸売】 茂原

気候の高温のためなのか、品物の売行きもよくありません。全体的に景気の落ち込みが考えられます。全業界が不安定でまったく先行きが分かりません。

【電気機器小売】 県内全域

天候の影響で、前半はエアコンが動いたが、後半は冷夏でエアコンは動かず、他の商品も動かない。大型店での売れ行きも悪いと聞くと。業界動向は、シャープが得意

とする液晶テレビの設備を売却する、なぜと言いたい。この状態では、家電メーカーも知れたものだ。

【青果小売】 千葉

果実は秋物へと進んでおり、消費拡大の期待感が広がってきている。しかし、天候不順のためか、野菜が安定入荷せず高値が続いており、なかなか消費拡大へつながらない。

【中古車仕入・販売】 県内全域

業界動向は、鉄相場の下落により、解体自動車の引き取り価格が下がる可能性あり。中古車を販売時の下取りや買取に影響が出るかと予想される。

【小売・サービス】 柏

前半の猛暑、後半の雨続きと路面店では最も悪いパターンに終始した。プレミアム商品券の効果も限定的となってきた。柏市全体で見ても大型店での消費が多く、とりわけイオンショッピングモールでの使用が多い模様。商店街的には一部飲食店で改善が見られたが物販では最悪との声が多い。

【遊覧船】 鴨川

8月は、旧盆後に台風16号の影響により欠航が6日あり、売上が伸び悩んだ。

【学習塾】 県内全域
夏期講習の受講状況は、先月と変わらず。

【土木建築サービス】 県内全域

4～6月期のGDP速報値が3四半期ぶりにマイナス成長となったが、落ち込みは一時的で7～9月期以降はプラス成長に戻るという官民共通の見方も、中国経済の減速で世界景気の先行きに不透明感が強まり、8月後半からは世界同時株安の状況を呈している。この世界的な連鎖株安が加速して、世界経済が失速するようなことがあると、アベノミクスが目指す成長戦略の土台が崩れかねない。

【建設業】 県内全域

8月の公共工事落札状況は、7月に引き続き好調に推移。6月の落ち込みを直近2か月で穴埋めし、前年同期水準で回復した。特に、内房方面の県関連工事が大きく寄与している。

【貨物運送】 野田

8月は休日が多いせいかわさのせいか売上が低かった。

創立60周年記念大会及び 中小企業団体千葉県新春交流会の御案内

中小企業が自らの力で新たな活路を切り拓いて行くためには、個々の経営資源だけでは限界があるため、中長期的な戦略をもって連携ネットワークを構築し、お互いの優れた経営資源を有効に組み合わせ、経営革新や新分野進出などの積極的な展開を図っていくことが重要であり、有効な手段と認識されております。

本大会は、**中央会創立60周年を迎え**、我々中小企業が現下の厳しい経済環境を乗り越え、組織化を通じて中小企業振興を図る意義を唱えるとともに、組合等の発展に尽力された方々を称え、会員各位の新たな交流と更なる結束を深めていただくための場として位置づけており、会員皆様のお役に立てて頂ければ幸いです。

また、新たな課題にチャレンジするための支援機関として、引き続き中核的な役割が果たせるように決意を新たにしているところでございます。

千葉県中小企業団体中央会

問合せ先 千葉市中央区富士見 2-22-2
千葉中央駅前ビル 3 F
TEL 043-306-3281 総務部

- 1、開催日時 平成 28 年 1 月 22 日 (金)
午後 3 時 30 分～午後 6 時 30 分
- 2、開催場所 ホテルニューオータニ幕張 2 階「鶴」
千葉市美浜区ひび野 2-120-3
電話：043-297-7777
- 3、参加費 5,000 円
- 4、申込締切 平成 27 年 11 月 30 日 (月)
- 5、内 容 一部 創立 60 周年記念大会 (表彰)
二部 中小企業団体千葉県新春交流会

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します！！

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

～1組合1組合士！事務局機能の強化は人材育成から！
さあ、今こそ中小企業組合士になろう！～

本誌9月号に同封の文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月6日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日 時 平成27年10月14日（水）～平成27年11月18日（水）のうち全6日間
- (2) 場 所 千葉中央駅前ビル5階会議室（千葉市中央区富士見2丁目22番2号）
- (3) 内 容 下記（II. 講習会日程表）のとおり
- (4) 受講料 (1) 全科目受講者 3,000円
(2) 組合（制度・会計・運営）いずれか1科目ごと 1,000円

II. 講習会日程表

時間 月日	13:20 ～ 14:50		15:00 ～ 16:30			
10/14(水)	組合制度	中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史）	組合会計	組合士受験の為の会計基礎		
10/21(水)		中小企業等協同組合法の解説		組合運営論（通論・各論）		
10/28(水)	組合会計	税務に関する出題のポイント		組合運営	組合事務管理の実務	
11/4(水)		組合士受験の為の会計決算			中小企業関係法律と諸施策	
11/11(水)	組合制度	中小企業団体の基礎 商店街振興組合法の基礎 組合制度 問題演習			組合運営	労務管理・労働法通論
11/18(水)	組合会計	組合会計 問題演習				組合運営 問題演習

※各科目は本会指導員が担当します。

III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会工業連携支援部（TEL:043-306-2427）までお願いします。

経営革新計画の策定支援について

～中小企業の皆さまの経営革新（新たな取り組み）を支援します～

本頁について、組合員の皆さまへ周知していただきますようお願い申し上げます。

千葉県中小企業団体中央会 経営支援部では、国等の中小企業施策を活用し、組合等連携組織に集う中小企業が“自社の課題”に挑戦する“高い志”を積極的に支援しております。

特に、「経営革新」による経営力強化、更なる成長への活路を見出すための事業化への取り組みに対しては、中小企業の新事業活動促進支援制度であります「経営革新計画（ビジネスプラン）」の策定による伴走支援を行っており、経営課題の整理や対応策の明確化、資金調達環境の整備等にお役立ていただいているところです。

従来からの事業（顧客の創造）を従来からのやり方で継続するだけでなく、新規顧客の創造に向け、競合との比較優位になり得る意欲的な取り組み（経営革新）への改革線上に使えるサポート（中央会）があるならば、これを利用しない手はございません。本支援は、経営課題の解決に最適な専門家派遣を無料で活用できるなど（※1社3回まで無料）、組合員の経営力強化を図る上で大変有用な手段となっております。この機会にぜひご活用をお勧め申し上げます。

【お願い】 経営革新に関するニーズを是非お知らせ下さい（下記の質問にお答えの上、FAXにてお送り下さい。お電話でのご連絡もお待ちしております）。

※貴社の情報及びご回答内容は本事業以外に利用することはありません。また、許可なく第三者に情報を公開することはありません。

《経営革新ニーズ調査票》 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 行 FAX:043-227-0566

Q1. 貴社では、経営革新（新事業展開、新商品・新役務の開発・提供、設備投資による生産性向上、売上増のための独自の工夫・新たな試み等）に取り組む予定やお考えがありますか。

はい いいえ 検討中

Q2. Q1. で『はい』とお答えした方にお聞き致します。新たな取り組みの内容は以下のどれに分類されますか。A～Dの中からお選びください（複数回答可）。

A. 新事業展開 B. 新商品・新役務の開発・提供
C. 設備投資 D. 業績向上に向けた自社独自の工夫等

Q3. Q1. で『検討中』とお答えした方にお聞きします。現行事業で抱えている問題点（現状と目標（あるべき姿）との差異）、或いは、その問題を解決するための課題は何ですか。そうした問題や課題の解決策として、新たに実施したい事業アイデア等をお持ちですか。

①現在の問題点・課題

②上記①の解決策（新規顧客の創造・獲得に向けた取り組み）

※貴社の情報についてご記載ください。後日ご連絡させていただきます。

貴社名			所属組合	(業種:)
代表者名	フリガナ		記入者名	フリガナ
				(役職:)
ご連絡先	TEL		FAX	
メールアドレス				

◎問合せ 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 TEL: 043-306-3282 FAX: 043-227-0566

官公需法に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

本誌9月号に掲載いたしましたように、中小企業需要創生法が成立いたしました。その中で「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」が改正されました。それに基づき、官公需における新規中小企業者向けの契約比率や、新規中小企業者を含めた中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、措置事項等を定める基本方針を閣議決定しました。

基本方針では新規中小企業者向けの契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績の約1%程度と推計されることを踏まえ、契約目標として、官公需総額に占める割合を平成27年度から平成29年度までの3年間で26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるように努めることとしました。

また、新規中小企業者への配慮措置として、入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契

約の際に新規中小企業者を見積りに含める、等に配慮することとしました。この他にも、調達担当者等が新規中小企業者の情報を入手しやすくするための情報登録サイト（「ここから調達」）の開発・運営や、地方公共団体との連携を図ることとしました。

各省庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項に基づき、国等の契約の基本方針に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備することとしました。

◎詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

元気で長生きをする食事と生活

○食事と生活

人は成長・発育を遂げ、体を維持し、活動するために必要なエネルギーや栄養素を毎日の食事から取っています。

このため毎日の食事の取り方などの良し悪しは健康状態に大きく関わってきます。

朝食の欠食や好きな料理や食品に偏った食事、お酒の飲み過ぎなどの食事の乱れや、運動不足などは高血圧や糖尿病、脳血管疾患などの生活習慣病の原因になります。

元気で長生きをするためには、これらの生活習慣病にかからないことが基本になります。

○食事の取り方

1. 3食をしっかりと食べる。

朝食は、1日の始まりに必要なエネルギー源です。しっかりと食べましょう。立ち食いそば1杯でも食べないよりはましです。

2. 主食（ご飯、パン、めん類などの料理）、主菜（魚、肉、卵、とうふなどを使用した料理）、副菜（野菜、海藻、きのこ、こんにゃくなどを使用した料理）、汁物などを揃える。外食は、ラーメンなどの単品料理は控え、定食物を選びましょう。

3. 腹八分を守って食べ過ぎない。

肥満は、色々な生活習慣病の誘因になります。肥満気味の方は、ご飯などの主食や油（脂）を多く使用した揚げ物などの料

理は控えましょう。

4. 味付けは薄味を心掛け、食塩の取り過ぎに注意する。

食塩の取り過ぎは、高血圧の原因になり、高血圧は脳梗塞などの脳血管疾患の誘因になります。

5. 間食に果物や牛乳、乳製品などを取る。

○毎日の生活

1. 体を良く動かして、活動的な生活を心掛ける。週に2～3回は、30分程度の運動を。

2. 十分な睡眠を取る。

3. 定期的な健診を心掛ける。

また、体の不調を感じたら速やかに医師の診断を受ける。以上が元気で長生きをする基本的な事柄です。

（公益社団法人千葉県栄養士会 会長 長谷川克己）



会員組合構成員事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進センター(千葉県中央会)からのお知らせ

○少子化や共働きの増加に対応した働き方を整備

本会では、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画策定のためのご相談をお受けしております。

☆一般事業主行動計画の策定・届出について

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

☆行動計画策定の流れ

①自社の現状・ニーズ等を把握

- ☞行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握します。
- ☞例えば、過去5年程度を遡って以下のような事項を調べます。自社の課題が見えてくるはずですよ。▽妊娠・出産を機に退職する従業員がどれくらいいるか。▽子育て中の従業員がどれくらいいるか。▽育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
- ☞また、従業員のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べます。
▽ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向▽現在の支援制度に対する満足度▽仕事と子育ての両立で苦勞している点▽労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望▽今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

②行動計画内容を決定

- ☞課題の優先順位づけ…ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- ☞目標を決める…次に行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、「行動計画策定指針」の「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を、行動計画の目標としましょう。目標はいくつでも設定できます。
- ☞目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう（例 平成〇〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性〇%とする）。
- ☞自社の両立支援の取組をチェックできる両立指標も活用してみましょう。
- ☞目標の計画期間を決める…計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定します。

③行動計画を公表し、従業員に周知を図る。

- ☞一般への公表…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を一般に公表します。公表の方法として、自社のHPへの掲載、厚生労働省が運営するサイトである「両立支援ひろば」への掲載、県の広報紙・日刊紙への掲載などがあります。インターネットが使用できない企業では、事業所の見やすい場所への掲示や備え付けでも差し支えありません。
- ☞従業員への周知…行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、その計画を従業員に周知します。周知の方法として、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付・イントラネットへの掲載などがあります。

④行動計画を策定した旨を千葉労働局へ届け出る

- ☞行動計画を策定したら、策定の日から概ね3ヶ月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請により、千葉労働局雇用均等室に届け出て下さい。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

⑤行動計画を実施。

- ☞行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みます。

お問合せ

ご相談は本会経営支援部 渡邊（推進員）、堀江まで（☎ 043-306-3282）